

「旭川市図書館協議会」の委員を募集します

図書館の運営について審議する協議会の委員を募集します。

公募の内容

◇応募資格

審議内容に関心があり、次のいずれにも該当する方

- ・旭川市内に居住又は通勤・通学をしている方
- ・令和3年12月1日現在で18歳以上の方
- ・本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に2つを超えて就任していない方（2つまで可）
- ・本市の市議会議員及び職員でない方

◇任期 令和3年12月1日から令和5年11月30日まで（2年間）

◇募集人員 3人（原則として男女各1人以上）

◇開催回数 年2回程度（平日の午後の時間帯、2時間程度を予定）

◇応募方法 別紙応募用紙に必要事項を記入して、各図書館（中央・末広・永山・東光・神楽）に持参又は中央図書館に郵送、FAX若しくは電子メールのいずれかの方法で提出してください。郵送等の場合は下記の間合せ先まで。10月15日必着。※提出書類は返却しません。

◇応募期間 令和3年8月20日（金）から10月15日（金）まで【必着】

◇選考方法 応募多数の場合は、本市の附属機関の委員や懇談会等の参加者に就任していない方を優先し、条件が同じ場合は抽選で候補者を選出し、教育委員会会議の議決を経て決定します。抽選結果は応募者全員に書面で通知します。

◇報酬 会議1回の出席につき、7,700円（所得税等を源泉徴収します）の報酬が支給されます。

旭川市図書館協議会委員構成について

●構成人数 11名（うち公募委員3名）

●選任区分

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験者
- （4）市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、教育委員会が行う公募に応じたもの

【お問合せ先】

〒070-0044 旭川市常磐公園

旭川市中央図書館 事務係（千葉）

電話（0166-22-4174）

FAX（0166-25-4793）

e-mail : central_lib@city.asahikawa.hokkaido.jp